

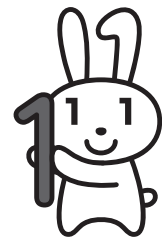
特集 始まります マイナンバー制度

マイナンバーは一生使うものです。通知カードは大切に保管してください。

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることとなりました。

この10月から、皆さんにマイナンバーが通知されます。また、平成28年1月からの利用開始に向けて、現在国の行政機関や地方公共団体で準備が進められています。

今号では、マイナンバー制度の概要や実施の流れをお知らせします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーとは？

マイナンバー（個人番号）とは、この10月から、国内に住む票を有する全ての方に通知される、一人一人異なる12桁の番号のことです。

原則として、一度指定されたマイナンバーは、番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、生涯変わりませんので、大切にしてください。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高めるため、公正な社会を実現するための制度です。今後、国や地方公共団体などの情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

導入のメリットは？

①手続きが早く正確に

国の行政機関や地方公共団体での事務の無駄が軽減され、手続きがスムーズになります。

②面倒な手続きが簡単に

年金や福祉などの各種申請時に必要な証明書の添付が不要になるなど、手続きが簡素化され、市民の皆さんの負担が軽減されます。

③不正受給の防止

所得や行政サービスの受給状況などの情報が把握しやす

くなるため、給付金などの不正受給の防止につながります。

いつから、誰が、どのような場面で使うの？

28年1月から、国の行政機関や地方公共団体が、下に示すような法律や条例で規定された社会保障・税・災害対策の分野で利用します。市民の皆さんは、これらの行政手続を行う際、申請書などにマイナンバーの記載を求められることがあります。

個人情報の漏えい対策は？

マイナンバー制度が導入されても、個人情報は従来どおり、各行政機関や地方公共団体が分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

また、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督する第三者機関（特定個人情報保護委員会）の設置や、特定個人情報保護評価（プライバシー侵害を未然に防止する仕組み）の義務付け、法律に違反した場合の罰則強化などを実施します。マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、システム面と制度面の両方から、個人情報保護の措置を取ります。

マイナンバーの記載を求められるケースは、次のような行政手続きです

社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 福祉分野の給付、生活保護
- 医療保険の給付の請求
- ハローワークの事務 など

税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載
- など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務
- など



マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月～

住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された通知カードをお送りします。

平成28年1月～

マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用を開始。申請者への個人番号カードの交付も始まります。

平成29年1月～

個人ごとのポータルサイトの運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

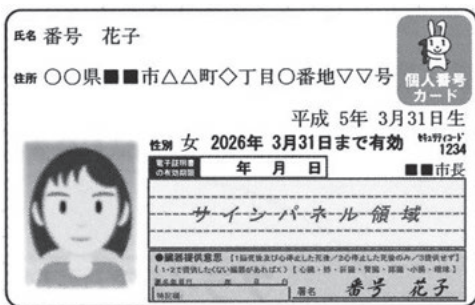
平成29年7月～

地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により、事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。



通知カードのイメージ



個人番号カード（表面）のイメージ



個人番号カード（裏面）のイメージ

●通知カード
この10月から、国内に住民票を有する全ての方へ通知されるカードです。カードは紙製で、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されます。

●個人番号カード
28年1月から希望者に交付されるカードで、取得するには交付申請の手続きが必要です。カードはプラスチック製で、ICチップを搭載し、券面に氏名、住所、生年月日、性別などが記載され、本人の顔写真も表示されます。裏面にはマイナンバーなどが記載されます。



●通知カードと個人番号カードについて何？
身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請を行えます。

●通知カードと個人番号カードについて何？
なお、個人番号カード自体には、所得情報や健康状態などプライバシー性の高い個人情報も記録されます。

●通知カードと個人番号カードについて何？
また、法人には、27年10月以降に、1法人1つの13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

●通知カードと個人番号カードについて何？
この10月から、マイナンバーを記載した通知カードを、住民票の住所地へ世帯ごとにお送りします。また、28年1月から、希望者に個人番号カードを交付します。

●通知カードと個人番号カードについて何？
民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金などの加入手続き、給与の源泉徴収票の作成を行ってまいります。28年1月以降、税や社会保障の手続きのために、それぞれの書類の提出時期までに、パートやアルバイトを含む従業員やその家族のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

●通知カードと個人番号カードについて何？
民間事業者は、従業員健康保険や厚生年金などの加入手続き、給与の源泉徴収票の作成を行ってまいります。28年1月以降、税や社会保障の手続きのために、それぞれの書類の提出時期までに、パートやアルバイトを含む従業員やその家族のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

●通知カードと個人番号カードについて何？
民間事業者は、従業員健康保険や厚生年金などの加入手続き、給与の源泉徴収票の作成を行ってまいります。28年1月以降、税や社会保障の手続きのために、それぞれの書類の提出時期までに、パートやアルバイトを含む従業員やその家族のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

●通知カードと個人番号カードについて何？
民間事業者は、従業員健康保険や厚生年金などの加入手続き、給与の源泉徴収票の作成を行ってまいります。28年1月以降、税や社会保障の手続きのために、それぞれの書類の提出時期までに、パートやアルバイトを含む従業員やその家族のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

特別な事情のある方は通知カードの送付先を変更できる場合があります

DV被害者や災害被災者、長期入院者、施設入所者など、特別な事情で住民票の住所地以外のところにお住まいの方は、通知カードの送付先を変更できる場合があります。変更を希望する方は、申請が必要になりますので、9月1日(火)から30日(水)までの間に、市民課窓口担当へご相談ください。
問合先 市民課窓口担当 (☎65・2101)

マイナンバーに関するお問い合わせは

- コールセンター（全国共通ナビダイヤル／通話料がかかります）
午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
日本語窓口／☎0570・20・0178 外国語窓口／☎0570・20・0291
※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応
- マイナンバー制度に関するホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 企画政策課企画担当 (☎65・2154)